

(仮称) 新城・設楽風力発電事業 計画段階環境配慮書についての部会報告 (案)

はじめに

(仮称) 新城・設楽風力発電事業 計画段階環境配慮書 (以下「配慮書」という。) について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものであるが、周辺的生活環境及び自然環境に十分配慮して事業を実施することが重要である。このため、事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書 (以下「方法書」という。) 以降の図書を作成する必要がある。

1 全般的事項

(1) 事業実施想定区域 (以下「区域」という。) 及びその周辺の一部は、愛知高原国定公園の第3種特別地域に指定されており、国定公園の特別地域については環境保全の観点から風力発電機の新築等に対する許可基準が示されている。

このため、本事業の事業計画及び工事計画については、国定公園管理者等の関係機関と十分に調整を行い、当該基準を踏まえた検討を適切に実施した上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。当該基準を満たすことができない場合は、国定公園の第3種特別地域内の風力発電機の設置を回避すること。

(2) 方法書においては、対象事業実施区域の設定経緯及びその内容について丁寧に記載すること。また、風力発電機の配置計画や工法、交通ルート等の工事に関する事項をできる限り具体的に記載すること。

(3) 事業計画の検討に当たっては、国内外の環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。

2 騒音及び風車の影

区域の周辺に住宅が存在しており、一部の住宅については、複数の区域に囲まれていることから、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電機をできる限り住宅から離隔するなど、生活環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月、環境省）、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月、環境省）等に基づき、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

3 水質

区域及びその周辺には、複数の河川が存在しており、水道用水の水源となっている河川も存在していることから、工事の実施に伴う水環境への影響が懸念される。

このため、関係機関に水道用水の取水地点の位置を確認の上、取水する河川から土地の改変区域までの距離を確保するとともに、仮設沈砂池の設置等により土砂や濁水の流出等を最小限に抑える等、水環境への影響に配慮した事業計画とすること。

4 動物

(1) 鳥類

区域にはクマタカ、イヌワシ、サシバ、ミゾゴイ等の重要な種が生息している可能性があり、また、区域及びその周辺は、ハチクマ等の鳥類の渡りルートとなっている可能性があることから、施設の稼働に伴う鳥類の風力発電機への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。

このため、専門家等の指導・助言を得ながら、鳥類への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。なお、調査については、飛翔軌跡、飛翔高度、餌場等への移動経路及び渡りの経路等の記録が重要となることに十分に留意して、適切な調査の手法を検討すること。また、夜間調査の実施についても検討すること。

(2) 両生類

区域には重要な種であるミカワサンショウウオが生息している可能性があることから、工事中の濁水及び地形改変等によるミカワサンショウウオへの影響が懸念される。

このため、専門家等の指導・助言を得ながら、ミカワサンショウウオへの影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

5 景観

区域及びその周辺は山岳等自然景観を有し、その一部は愛知高原国定公園の第3種特別地域に指定されている。また、区域周辺の国定公園内には主要な眺望点が存在している。これらのことから、施設の存在に伴う景観への影響が懸念される。

このため、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価の手法の検討に当たっては、当該国定公園及び施設の管理者、関係自治体、地域住民、利用者等の意見を聴取するとともに、その上で風力発電機の規模、配置及び色彩を検討し、景観への影響に配慮した事業計画とすること。

特に、国定公園の第3種特別地域に風力発電機の設置をする場合は、国定公園内の主要な眺望点からの眺望の著しい妨げにならず、かつ山稜線を分断するなど眺望の対象に著しい支障を及ぼさないようにすること。

6 その他

- (1) 風力発電事業の適切な実施のためには、地域との適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが重要であることから、地域住民、関係機関等に対し、事業計画、環境配慮等について、丁寧かつ十分な説明を行うこと。
- (2) 方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。
- (3) インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。

検 討 の 経 緯

年 月 日	会 議	備 考
令和4年1月31日	審 査 会	知事からの諮問 配慮書の内容の検討 部会の設置及び付託
令和4年2月22日	部 会	配慮書の内容の検討 部会報告の検討

愛知県環境影響評価審査会 新城・設楽風力発電部会構成員

佐野 泰之	愛知工業大学工学部教授
塚田 森生	三重大学大学院生物資源学研究科教授
富田 寿代	鈴鹿大学国際人間科学部教授
中野 正樹	名古屋大学大学院工学研究科教授
西田 佐知子	名古屋大学博物館准教授
橋本 啓史	名城大学農学部准教授
櫃田 珠実	名古屋芸術大学芸術学部教授
義家 亮	名古屋大学大学院工学研究科准教授
吉永 美香	名城大学理工学部教授

◎部会長 ○部会長代理

(敬称略、五十音順)